

## 福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現に関する意見書

子ども、高齢者、障害者を支える福祉職場では、職員が定着せず、募集をしても必要な人材が確保できなくなってきた。保育所や特別養護老人ホームに入れない待機児、待機者の解消が求められているにもかかわらず、職員が集まらず、定員数の子どもや高齢者を受け入れられない施設も出てきている。

福祉職場の職員の平均賃金は、全産業に比べて約10万円低い水準である。人手が足りないことから休憩・休暇が取りづらく、時間外に行わざるを得ない事務作業や持ち帰り残業などの不払い労働が蔓延している。国の制度にもとづく社会福祉事業でこのような危機的事態が広がっていることは大きな矛盾で一刻も早い改善が必要である。

改善を求める声を受けて政府は2017年度に処遇改善を行うとしている。しかし、保育所等に新たな役職を設定する処遇改善策では役職者への手当等に限定される可能性がある。また、高齢者介護・障害福祉の事業所の職員に対する月額1万円の引き上げも、定期昇給を改善に含めて良いとするほか、看護師や調理職員などの介護職以外の職員を算定から外している。一定の改善ではあるものの、いずれも全産業平均との賃金格差の解消にはほど遠い状況である。さらに職員の増員にかかわる施策が含まれていないことは過酷な現場実態を踏まえれば極めて不十分である。

いのちと生活を守る福祉労働には継続性と専門性が求められる。希望を持って働き続けられる賃金・労働条件の実現は、利用者・住民の福祉の向上と表裏一体の課題である。国庫負担を抜本的に増やし、国の責任で職員の大幅な増員と賃金の引き上げが実現できるよう、本市議会は、下記の事項を実施するよう強く求める。

### 記

1. 福祉職場の職員配置基準を抜本的に改善し、完全週休2日制の実施や法律で定められた休憩・休暇の取得ができるように職員を大幅に増やすこと。
2. 人件費財源を大幅に増額し、全産業との月額10万円の賃金格差を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年3月30日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

—各宛—